

東日本大地震により被害された皆様へ

この度の大規模地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます

この度の東日本大震災という未曾有の事態を受け、緊急特別号を発行する運びといたしました。
今号の『情報通信コーナー』では、震災発生後、当社にも問い合わせの多かった地震・津波に関する「地震保険」についてご案内いたします。



情報通信
知っておきたい

地震・津波に関する地震保険について

●地震保険の対象は居住用の建物と家財(生活用動産)になります。

内容とポイントは?

下記のものは対象外になります。

- ① 工場、事務所専用の建物など、居住として使用されない建物
- ② 1個(1組)30万円を超える貴金属、宝石、骨董、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車など

■地震保険の補償額

補償額は火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で設定が可能です。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度です。

* 地震による損害は広域にわたり、多額の損害がでると予測されます。そのような場合でも保険金のお支払が出来るような範囲として限度額が設定されています。これは被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨に基づいています。

■保険金の支払い

地震保険では、下記のいずれかの場合、保険金が支払われます。

	建物・家財	※注意
全損	ご契約金額の100%(時価が限度)	全損・半損・一部損の区分は様々な要件がありますので、保険会社もしくは保険代理店にてご確認ください。
半損	ご契約金額の50%(時価の50%が限度)	
一部損	ご契約金額の5%(時価の5%が限度)	

保険金をお支払できない場合

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ・地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- ・戦争、内乱などによる損害
- ・地震などの際の紛失・盗難の場合

□周辺知識

■地震保険料所得控除制度

平成19年1月より、所得税(国税)が最高5万円、住民税(地方税)が最高2万5千円を総所得金額などから控除できるようになりました。

■政府の再保険

財務省では、地震などによる被災者の生活安定を目的として、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために地震再保険特別会計において区分経理しています。

□保険契約の特別措置

保険会社ごとに異なりますが、保険契約について特別措置を講じております。

◎概要

- ・更改手続き期間の猶予
- ・保険料払込みの猶予

□自賠責保険の特別措置

- ・災害救助適用地域で被保険自動車が罹災した保険契約
(災害救助適用地域は厚生労働省ホームページにてご確認ください)

リック通信特別号

東日本大震災臨時号

「HANDS」

2011.4

9



助け合おう日本!

私達に出来ること

私達は使命を感じています

こんな時だからこそ

お伝えしなければと思ひ
臨時号を発行いたします

Risk Information Cover Support

株式会社リックサポート

〒811-3106 福岡県古賀市日吉2丁目16-7



東日本大震災により被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

この度の震災を受け、我々リスクマネジメント業の重要性と責任、義務を改めて痛感いたしました。

今後、お客様へご提供すべきリスク管理や分析の他、防災に関するサービスも含めてリックサポート社員一同、知恵を結集し、全力でサポートしてまいります。

株式会社リックサポート

代表取締役 林 正悟

弊社では下記の窓口におきまして、お客様からのお問合せ・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

● 損害管理部【担当: 安部・本田】
(092) 944-6195

未来に希望を

日本人は強い
私達は立ち上がれる
未来に希望を持って
共に立ち上がろう。